

静 情 審 第 6 号

平成 22 年 6 月 21 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 2 月 4 日付け都市第 216 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

市街地再開発事業に関して回答を求める文書に対する県の回答に係る文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第 165 号）

別紙

1 審議会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 21 年 11 月 18 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 18 年 12 月 5 日付静岡駅南口第二地区再開発事業に関する「是正の勧告」の回答について 申請書について、庁内で審議した文書等関係書類全て」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成 21 年 11 月 30 日、実施機関は、開示請求に係る公文書を「平成 18 年 12 月 5 日付静岡駅南口第二地区市街地再開発事業に関する「是正の勧告」の回答について」とし、同文書を保有していないとの理由で、静岡県情報公開条例第 11 条第 2 項に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 21 年 12 月 14 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、文書不存在を理由とする本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求めるものであると認められ、異議申立人が文書不存在に関して異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

静岡市の市街地再開発事業について、実施機関が是正を勧告することを求められたことに対する実施機関の回答に疑義があるとして再度回答を求められたことに対し、審査、調査もしないで放置して、口頭により処理したとはどういうことか。

そもそも、以前に回答済みであるという趣旨の回答を含めて、口頭による回答がなされた事実はない。再審査をした後、後日回答することが当事者間で確認されただけのはずだ。

請求しているのは、実施機関でどのように回答するかについて、それまでの経緯を含めて検討したり、りん議した文書及びそれらの添付文書である。

実施機関あてに提出された書類が審査されなくてよいはずがなく、誰がどう審査したのか、議論の経過を示す文書があるはずだ。対応を庁内で検討した結果、表に出せないものであると判断し、該当文書を隠ぺいしているのではないか。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

開示請求の対象公文書の特定に当たり、異議申立人に請求内容を確認したところ、その内容は、静岡駅南口第二地区市街地再開発事業に関する是正の勧告について平成18年12月5日付けで提出された文書（以下「本件意見書」という。）に対し実施機関が回答を決裁したりん議書及び添付書類（以下「本件請求内容」という。）であった。

本件意見書は、同年8月21日付けで提出された要望「静岡駅南口第二地区市街地再開発事業に関する是正の勧告処置願いについて」に対し実施機関が同年11月14日付けで行った文書回答の内容を不服として、同年12月5日付けで再回答を求めたものである。（なお、同年8月21日付けで提出された要望も、同年4月24日付け及び5月8日付けで実施機関に提出された当該事業に関する要求に対し実施機関が同年8月16日付けで行った文書回答の内容を不服として、再度回答を求めたものである。）

当時の記録（以下「本件記録」という。）によれば、平成18年12月5日付けで提出された要望書に対しては、実施機関は同日に、前月の文書回答によって既に回答済みであることを口頭で回答しており、回答文書を作成していない。また、本件処分に当たり、当時の資料を再度確認したが、該当する文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

(1) 開示請求の内容について

ア 本件処分に際し、開示請求の内容に関して行われた確認作業等の事実関係は次のとおりである。

異議申立人は、「平成18年12月5日付静岡駅南口第二地区再開発事業に関する「是正の勧告」の回答について 申請書について、庁内で審議した文書等関係書類全て」を対象として開示請求し、これに対し実施機関は、請求内容の記述が広範であったため、その具体的内容を電話で異議申立人に問い合わせたところ、「回答を決裁したりん議書及び添付書類」であると確認した。

なお、本件意見書である「平成 18 年 12 月 5 日付静岡駅南口第二地区再開発事業に関する「是正の勧告」」とは、静岡市が行う同事業について実施機関が是正を勧告すべきであるとの意見が実施機関に対し継続して主張されてきた中で、同日付けで改めて、意見を補充した上で実施機関の見解の回答を求めた文書（異議申立人の開示請求の記述では申請書とされている。）である。

イ 確かに、異議申立人の開示請求における「…等関係書類全て」のような記述は、書類の作成主体を問わず過去のすべての関連文書も含み得るものであり、請求の具体的内容を確認して対象文書の範囲を画していくことには合理性が認められるものである。

ウ したがって、実施機関がそのような確認作業をした結果、請求の具体的内容として、本件請求内容を「回答を決裁したりん議書及び添付書類」であると捉えたことは、特段不自然であるとまではいえない。

(2) 対象となる文書が不存在との判断について

実施機関は、本件請求内容の対象となる文書を特定する作業を行ったが、不存在であるとして、本件処分を行っているので、その妥当性を検討する。

ア 本件意見書に対し、文書で回答されていないことは、開示請求した異議申立人と実施機関との間で争いがなく、そうだとすれば、回答書のような文書を決裁したりん議書は当然ないこととなる。また、争いのある部分であるが、実施機関が主張するように既に以前の回答文書で回答済みとの趣旨で即日口頭回答されたとしても、又は異議申立人が主張するようになんらの趣旨、方法によっても未回答のいずれであったとしても、実際に回答するためのりん議書は作成されていない可能性が高いと考えられる。

イ なお、実施機関が参照し、意見書で言及している本件記録は、本件意見書が問題としている事案に関連した実施機関の当時の主要な対応が記されたものであるが、りん議書ではないため、対象となる文書には当たらないものである。

ウ したがって、請求の対象である公文書が本件請求内容に沿ってりん議書という形式の整ったものであるとする限り、対象となる文書は存在しないとの実施機関の主張に特段不合理、不自然な点は見られず、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 付言

当審査会は、実施機関に対して、以下のとおり付言をする。

「5 審査会の判断」のとおり、当審査会は、開示請求の具体的内容を「回答を決裁したりん議書及び添付書類」に絞ったことは、一応の合理性があると判断して、上記の結論に至ったものであるが、異議申立人は、当初、広い範囲の文書を対象に開示請求をしており、実施機関が参照したような本件記録が存在するにもかかわらず、請求内容を絞った結果、対象文書が不存在となったことに、若干の違和感を感じないわけではない。

加えて、異議申立人の意見陳述からは、請求している内容は、実施機関でどのように回答するかについて検討・りん議している文書、それまでの経緯を含め、検討の材料となったはずの添付文書などとの趣旨を述べており、必ずしもりん議書という文書形式にこだわっていないこと、及びそれが実施機関にうまく伝わらなかった可能性も伺われた。

条例第3条が、実施機関に対して「公文書の開示を請求する権利を十分に尊重する」ように求めていることなどにかんがみ、どのような文書が実際に存在するののか的確に把握することが困難な県民の文書開示に対する権利を実効あらしめるよう相当の配慮をすべきである。

したがって、本件については、実施機関は、仮に異議申立人から本件記録を含めたその他の情報について照会などがあれば、誠実に対応すべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	経 過	審査会
平成 22 年 2 月 4 日	実施機関から諮問書及び意見書を受け付けた。	
平成 22 年 2 月 22 日	審議	第 229 回
平成 22 年 3 月 3 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 23 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 230 回
平成 22 年 4 月 26 日	審議	第 231 回
平成 22 年 5 月 24 日	審議	第 232 回
平成 22 年 6 月 21 日	審議（答申）	第 233 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興津 哲雄	弁護士	第 229 回～第 233 回
鈴木 紀子	弁護士	第 230 回～第 233 回
根木真理子	静岡大学教育学部 教授	第 229 回、第 231 回、第 233 回
望月 律子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 229 回、第 231 回～第 233 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 230 回～第 233 回
山本 雅昭	静岡大学法科大学院 教授	第 229 回～第 233 回